

第3章 騒音・振動の現況と対策

第1節 騒音・振動の現況

1 騒音の現況

騒音は、各種公害のなかでも日常生活と関係が深く、その発生源は、工場、建設作業、自動車、鉄道のほか、飲食店などの深夜営業、拡声機を使用する宣伝活動など多種多様なものがある。また、人の感覚に大きく影響を及ぼす公害で、例年、公害苦情のうち、最も多くを占めている。

平成6年度の騒音に係る苦情件数は75件であり、苦情内容を発生源別にみると、工場・事業場や飲食店（カラオケなど）等の深夜営業に起因するものが多い傾向にある。（表2-3-1）

表2-3-1 騒音に係る発生源別苦情件数

発生源	建設業	製造業	卸売・小売業 飲食店	サービス業	道路	その他	合計
件数	11 (15)	21 (28)	14 (19)	9 (12)	5 (6)	15 (20)	75 (100)

(注) () 内は%を示す

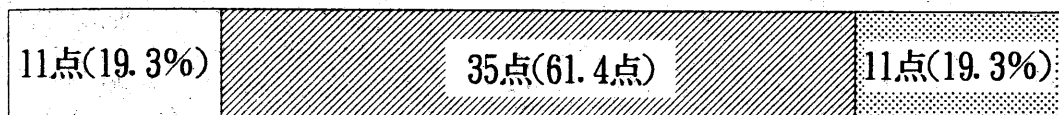
(資料：環境保全課)

また、自動車騒音については、道路に面する地域の環境基準および要請限度(騒音規制法第17条第1項の限度)が定められている。(資料編表5-1、2)

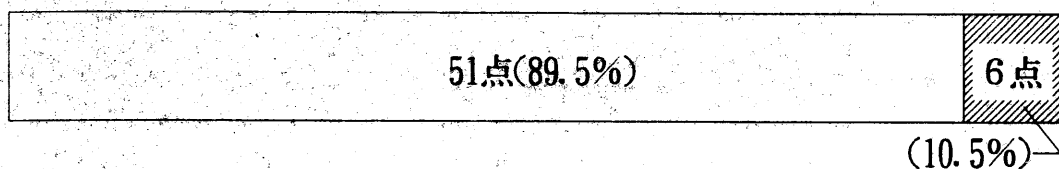
自動車騒音については、県下の57地点で市町村が測定を行っており、その結果をもとにした環境基準の達成状況および要請限度の超過状況を図2-3-2に示す。

図 2 - 3 - 2 環境基準の達成状況および要請限度の超過状況

(環境基準の達成状況)



(要請限度の超過状況)



- 4時間帯のすべてが達成(限度以下)
- 4時間帯のいずれかが非達成(超過)
- 4時間帯のすべてが非達成(超過)

4時間の区分

	朝	昼 間	夕	夜 間
時間の区分	午前6時 ～ 午前8時	午前8時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 午後10時	午後10時 ～ 翌朝6時

市町村長は、規制地域内の自動車騒音が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、整備不良車両の取締りなど道路交通法による措置をとるよう要請することになっている。さらに、必要に応じ、道路管理者等に対して、道路構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少措置について意見を述べるができることになっている。

本県において、平成6年度には、6地点において4時間帯のいずれかが要請限度を超過しているが、公安委員会に要請を行ったり、道路管理者に意見を述べた事例はない。

2 振動の現況

振動は、騒音と関係の深い公害であり、振動の発生源である工場・事業場、建設作業、自動車、鉄道等は、同時に騒音の発生源であることが多い。

平成6年度の振動に係る苦情件数は10件であり、工場・事業場、建設作業からのものがその大半を占めている。(表2-3-3)

表2-3-3 振動に係る発生源別苦情件数

発生源	建設業	製造業	サービス業	道路	合計
件数	4 (40)	4 (40)	1 (10)	1 (10)	10 (100)

(注) () 内は%を示す

(資料：環境保全課)

第2節 騒音・振動防止対策

1 法律による規制

騒音防止対策の目標になるものとしては、騒音から生活環境を保全し、人の健康を保護するために維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条を受けて「騒音に係る環境基準」が定められている。(資料編表5-4)

この環境基準を達成するための具体策として、知事は、騒音規制法・振動規制法に基づき、住居が集合している地域、病院または学校の周辺地域、その他の地域で騒音および振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この指定地域内における工場・事業場および建設作業から発生する騒音・振動について規制基準を定めている。(資料編表5-5、6)

なお、工場立入、行政指導等の規制事務は、騒音・振動問題が極めて地域性の高い公害であることから、市町村長に委任されている。

(1) 地域の指定および規制基準

本県では、昭和44年から順次規制地域の指定を行ってきたが、土地利用の状況等の変化に対応するため、規制地域の見直しをおおむね5年ごとに行っている。平成6年度末現在、7市12町1村について地域指定を行っている。

表2-3-4 騒音規制法・振動規制法に基づく規制地域

福井市・敦賀市・武生市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・
松岡町・三国町・芦原町・金津町・丸岡町・春江町・坂井町・
今立町・朝日町・宮崎村・織田町・美浜町・高浜町の各一部

(2) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場のうち、法による規制の対象は、規制地域内において政令で定める特定施設（金属加工機械、織機等）を設置している工場・事業場（以下「特定工場等」という。）である。規制地域内に特定施設を設置しようとする者は、事前に当該市町村長に届け出ることが義務付けられている。

規制地域内に立地する特定工場等および特定施設の平成7年3月31日現在の総数は、騒音に係るものが、1,975工場、38,203施設あり、振動に係るものが、989工場、22,871施設ある。（資料編表5-7、8）

特に、小規模の特定工場等に対しては、騒音・振動防止対策について資金面で困難な場合もあると思われるため、県の中小企業環境保全対策資金などの融資制度の利用の奨励を含む指導により、騒音・振動問題の解決にあたっている。

(3) 建設作業の騒音・振動

建設作業のうち、法による規制の対象は、規制地域内において実施される作業であって、政令で定める特定建設作業（くい打ち機等を使用する作業等）である。特定建設作業を伴う建設工事を実施しようとする者は、事前に当該市町村長に届け出ることが義務付けられている。

平成6年度における特定建設作業の届出件数は、騒音に係るものが28件、振動に係るものが37件あった。(資料編表5-9、10)

(4) 自動車騒音・道路交通振動

騒音規制法では、自動車本体からの騒音の大きさについて、車種ごとに許容限度を定めている。

また、県では、自動車騒音について総合的対策を講ずるため、平成4年度に交通公害防止に係る計画をとりまとめ、現在、この計画に基づきバイパス道路の整備、道路の立体交差化、道路舗装の改善など各種の施策を推進している。

2 条例による規制

県公害防止条例では、指定工場において発生する騒音ならびに飲食店営業およびボウリング場営業における深夜(午後11時から翌朝5時まで)の騒音を規制している。また、午後9時から翌朝8時までの屋外における拡声機による放送を禁止している。

表2-3-5 県公害防止条例に規定する深夜における騒音の基準

営業の種類	勧告基準
飲食店営業およびボウリング場営業	55デシベル